

選択式トレーニング問題集の使い方

1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる **改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての **難易度** を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。(なお、長文の問題については一部構成が異なります。)
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収載(過去本試験問題を除く)。条文読込みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成29年から令和8年までの過去本試験問題を収載。本試験における合格基準点も掲載。(一部、当時のまま出題している問題や改正により改題させていただいた問題もあります。)

2 仕 様

〔1〕 出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。
※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。
科目別講義テキストのみの販売はしていません。

〔2〕 形 式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。(一部除く。)
また、過去本試験問題においては合格基準点を掲載。
※ **合格基準点** …本試験における合格基準点を表しています。

3 表示の意味



問題(左)ページ

- ① **改正項目**：問題文見出しの右横に **改正** が付いているものは、改正箇所であることを示しています。
- ② **難易度ランク**：難易度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難易度が高い順に、**A・B・C**とランク付けしています。
 - 難易度 A** …選択式問題の対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題
 - 難易度 B** … **難易度 A** ランクの問題と、 **難易度 C** ランクの問題が混在した問題
 - 難易度 C** …択一式問題の対策として学習をしておけば、解答しやすい問題
- ③ **Check 欄**：Check 欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご活用下さい。
- ④ **選択肢**：5 空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

第1章 雇用保険法		第1章 雇用保険法																			
問題 1 目的 2 ③ Check欄 A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E ☐ 1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が <u>A</u> した場合及び労働者について <u>B</u> となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する <u>C</u> を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、<u>A</u> の予防、雇用の是正及び <u>D</u>、労働者の能力の開発及び向上その他 <u>E</u> を図ることを目的とする。」としている。 2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。 ④ 選択肢 <table style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td>① 完全雇用の達成</td> <td>⑪ キャリアコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>② 教育訓練</td> <td>⑫ 均等な待遇の確保</td> </tr> <tr> <td>③ 経済の健全な発展</td> <td>⑬ 公共職業訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用機会の増大</td> <td>⑭ 雇用条件の向上</td> </tr> <tr> <td>⑤ 雇用の継続が図れる</td> <td>⑮ 雇用の需要と供給の不均衡</td> </tr> <tr> <td>⑥ 再就職</td> <td>⑯ 辞職</td> </tr> <tr> <td>⑦ 失業</td> <td>⑰ 就業の機会が縮小</td> </tr> <tr> <td>⑧ 職業指導</td> <td>⑱ 職業生活上の環境の整備改善</td> </tr> <tr> <td>⑨ 職業能力の開発が困難</td> <td>⑲ 退職</td> </tr> <tr> <td>⑩ 雇職</td> <td>⑳ 労働者の福祉の増進</td> </tr> </table>	① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング	② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保	③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練	④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上	⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡	⑥ 再就職	⑯ 辞職	⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小	⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善	⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職	⑩ 雇職	⑳ 労働者の福祉の増進	解答 A ⑤ 失業 (法1条) B ⑥ 雇用の継続が困難 (法1条) C ⑧ 教育訓練 (法1条) D ⑨ 雇用機会の増大 (法1条) E ⑩ 労働者の福祉の増進 (法1条) ⑤ 完成文 1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」としている。 2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。
① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング																				
② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保																				
③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練																				
④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上																				
⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡																				
⑥ 再就職	⑯ 辞職																				
⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小																				
⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善																				
⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職																				
⑩ 雇職	⑳ 労働者の福祉の増進																				



問題(右)ページ

- ⑤ **完成文**：問題文の空欄に解答語句を当てはめた文章です。空欄箇所以外の重要な語句も確認することができます。

4 よくある質問

〔1〕 択一式対策の学習と選択式対策の学習はどちらが重要？

まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

〔2〕 全ての問題を解いている時間がない…

難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、**難易度 A・B・C**の順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧ください。

〔3〕 問題の解答方法

選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、5つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には4個に絞ることができます。この正解肢候補の4個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。A～Eの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

CONTENTS

改正 は、改正箇所の問題です。

難易度 A・B・C は、問題の難易度ランクです。

第1章 雇用保険法

	難易度	
問題1 目 的	A	2
問題2 管掌、適用事業	B	4
問題3 被保険者	B	6
問題4 適用除外	C	8
問題5 失 業	A	12
問題6 基本手当の受給要件	C	14
問題7 被保険者期間	B	18
問題8 基本手当の受給手続き(1)	B	22
問題9 基本手当の受給手続き(2)	C	24
問題10 賃金日額	C	28
問題11 所定給付日数(1)	C	30
問題12 所定給付日数(2)	C	32
問題13 特定受給資格者(1)	B	34
問題14 特定受給資格者(2)	B	36
問題15 受給期間(1)	C	38
問題16 受給期間(2)、待期	B	42
問題17 給付制限(1)	B	46
問題18 給付制限(2)	C	48
問題19 全国延長給付	B	52
問題20 個別延長給付	A	54

問題21	訓練延長給付、延長給付に関する調整	B	58
問題22	技能習得手当、寄宿手当	B	62
問題23	傷病手当	B	64
問題24	高年齢求職者給付金	C	66
問題25	高年齢被保険者の特例	B	68
問題26	特例一時金(1)	B	70
問題27	特例一時金(2)	B	72
問題28	日雇労働被保険者	B	74
問題29	日雇労働求職者給付金(1)	B	78
問題30	日雇労働求職者給付金(2)	B	80
問題31	日雇労働求職者給付金(3)	B	84
問題32	就業促進手当	B	86
問題33	再就職手当、就業促進定着手当	B	90
問題34	常用就職支度手当の額	A	94
問題35	移転費	B	96
問題36	求職活動支援費(広域求職活動費)(1)	B	100
問題37	求職活動支援費(広域求職活動費)(2)	 B	104
問題38	求職活動支援費(短期訓練受講費)	B	108
問題39	求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)	B	110
問題40	教育訓練給付金の支給要件	B	114
問題41	教育訓練給付金の支給額(一般教育訓練)	B	118
問題42	教育訓練給付金の支給額(特定一般教育訓練)	B	120
問題43	教育訓練給付金の支給額(専門実践教育訓練①)	A	124
問題44	教育訓練給付金の支給額(専門実践教育訓練②)	B	128

問題45	教育訓練給付金の支給申請手続、教育訓練支援給付金	B	132
問題46	教育訓練休暇給付金	B	136
問題47	高年齢雇用継続基本給付金(1)	C	142
問題48	高年齢雇用継続基本給付金(2)	B	144
問題49	高年齢再就職給付金	C	148
問題50	介護休業給付金(1)	B	152
問題51	介護休業給付金(2)	B	154
問題52	育児休業給付金(1)	B	158
問題53	育児休業給付金(2)	B	162
問題54	出生時育児休業給付金	B	166
問題55	出生後休業支援給付金	B	170
問題56	育児時短就業給付金	B	174
問題57	失業等給付の種類	B	180
問題58	雇用安定事業等	A	182
問題59	就職支援法事業、事業における留意事項	A	184
問題60	返還命令等	B	186
問題61	費用の負担	B	190
問題62	保険料	A	194
問題63	不服申立て	B	198

第2章 雇用保険法(過去本試験問題)

難易度

問題1	平成29年	B	202
問題2	平成30年	B	204
問題3	令和元年(改題)	C	208
問題4	令和2年	C	210

問題 5	令和 3 年	B	214
問題 6	令和 4 年	B	218
問題 7	令和 5 年	C	222
問題 8	令和 6 年	C	226
問題 9	令和 7 年	B	230
問題10	令和 8 年	B	234

第1章

雇用保険法

問題1 目的

難易度 A

Check欄 A ☐☐☐ B ☐☐☐ C ☐☐☐ D ☐☐☐ E ☐☐☐

- 1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が した場合及び労働者について となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、 の予防、雇用状態の是正及び 、労働者の能力の開発及び向上その他 を図ることを目的とする。」としている。
- 2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。

選択肢

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 完全雇用の達成 | ② キャリアコンサルティング |
| ③ 教育訓練 | ④ 均等な待遇の確保 |
| ⑤ 経済の健全な発展 | ⑥ 公共職業訓練 |
| ⑦ 雇用機会の増大 | ⑧ 雇用条件の向上 |
| ⑨ 雇用の継続が困難 | ⑩ 雇用の需要と供給が不均衡 |
| ⑪ 再就職 | ⑫ 辞職 |
| ⑬ 失業 | ⑭ 就業の機会が縮小 |
| ⑮ 職業指導 | ⑯ 職業生活上の環境の整備改善 |
| ⑰ 職業能力の開発が困難 | ⑱ 退職 |
| ⑲ 離職 | ⑳ 労働者の福祉の増進 |

解 答

- A ⑬ 失業 (法1条)
- B ⑨ 雇用の継続が困難 (法1条)
- C ③ 教育訓練 (法1条)
- D ⑦ 雇用機会の増大 (法1条)
- E ⑳ 労働者の福祉の増進 (法1条)

完成文

- 1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」としている。
- 2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。

問題2 管掌、適用事業

難易度 B

Check欄 A ☐☐☐ B ☐☐☐ C ☐☐☐ D ☐☐☐ E ☐☐☐

- 1 雇用保険は、政府が管掌する。
- 2 雇用保険の事務の一部(の一部の事業の実施に関する事務) は、 が行うこととすることができる。
- 3 厚生労働大臣は、雇用保険法の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、 の意見を聴かなければならない。
- 4 次の①と②に掲げる事業(国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び である事業主の事業(事務所に限る。)を除く。)であって、常時 は、当分の間、雇用保険法第5条第1項の規定にかかわらず、任意適用事業とされる。
 - ① 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
 - ② 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(船員が雇用される事業を除く。)

選択肢

- | | | |
|-------------------------|------------|-----------|
| ① 5人以上の労働者を雇用する事業 | ⑥ 教育訓練給付 | ⑦ 共済組合等 |
| ② 5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業 | ⑧ 経済財政諮問会議 | ⑨ 公益法人 |
| ③ 10人以上の労働者を雇用する事業 | ⑩ 個人経営 | |
| ④ 10人以上の労働者を雇用する事業以外の事業 | ⑪ 雇用安定事業 | ⑫ 市町村長 |
| ⑤ 求職者給付 | ⑬ 社会保障審議会 | ⑭ 地方厚生局長 |
| ⑥ 教育訓練給付 | ⑮ 独立行政法人 | |
| ⑦ 共済組合等 | ⑯ 都道府県知事 | ⑰ 能力開発事業 |
| ⑧ 経済財政諮問会議 | ⑱ 労働政策審議会 | ⑲ 労働保険審査会 |
| ⑨ 公益法人 | | |
| ⑩ 個人経営 | | |
| ⑪ 雇用安定事業 | | |
| ⑫ 市町村長 | | |
| ⑬ 社会保障審議会 | | |
| ⑭ 地方厚生局長 | | |
| ⑮ 独立行政法人 | | |
| ⑯ 都道府県知事 | | |
| ⑰ 能力開発事業 | | |
| ⑱ 労働政策審議会 | | |
| ⑲ 労働保険審査会 | | |

解 答

- A ⑰ 能力開発事業 (令1条)
 B ⑯ 都道府県知事 (法2条)
 C ⑲ 労働政策審議会 (法72条)
 D ⑱ 法人 (法附則2条)
 E ② 5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業 (令附則2条)

完成文

- 1 雇用保険は、政府が管掌する。
- 2 雇用保険の事務の一部(能力開発事業の一部の事業の実施に関する事務)は、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 3 厚生労働大臣は、雇用保険法の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 次の①と②に掲げる事業(国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業(事務所に限る。)を除く。)であって、常時5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業は、当分の間、雇用保険法第5条第1項の規定にかかわらず、任意適用事業とされる。
 - ① 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
 - ② 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(船員が雇用される事業を除く。)

問題3 被保険者

難易度 B

Check欄 A ☐☐☐ B ☐☐☐ C ☐☐☐ D ☐☐☐ E ☐☐☐

- 1 高年齢被保険者とは、 以上の被保険者(短期雇用特例被保険者及び を除く。)をいう。
- 2 短期雇用特例被保険者とは、被保険者であって、 に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者(を除く。)をいう。
- ① 以内の期間を定めて雇用される者
- ② 1週間の所定労働時間が 未満である者

選択肢

- | | | | |
|------------|--------------|------------------|-------|
| ① 55歳 | ② 60歳 | ③ 65歳 | ④ 70歳 |
| ⑤ 1年 | ⑥ 3か月 | ⑦ 4か月 | ⑧ 6か月 |
| ⑨ 20時間 | ⑩ 20時間以上30時間 | ⑪ 30時間以上40時間 | |
| ⑫ 40時間 | ⑬ 季節的 | ⑭ 国又は地方公共団体の直営事業 | |
| ⑮ 日雇雇用被保険者 | ⑯ 日雇特例被保険者 | | |
| ⑰ 日雇被保険者 | ⑱ 日雇労働被保険者 | | |
| ⑲ 有期事業 | ⑳ 臨時的 | | |

解 答

- A ③ 65歳 (法37条の2)
B ⑱ 日雇労働被保険者 (法37条の2、法38条)
C ⑬ 季節的 (法38条)
D ⑦ 4 か月 (法38条)
E ⑩ 20時間以上30時間 (法38条)

完成文

- 1 高年齢被保険者とは、65歳以上の被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)をいう。
- 2 短期雇用特例被保険者とは、被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者(日雇労働被保険者を除く。)をいう。
- ① 4 か月以内の期間を定めて雇用される者
- ② 1 週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者

問題 4 適用除外難易度 **C**Check欄 A ☐☐☐ B ☐☐☐ C ☐☐☐ D ☐☐☐ E ☐☐☐

次の①～⑥に掲げる者については、雇用保険法は適用しない。

- ① 1週間の所定労働時間が 未満である者(高年齢被保険者の特例の申出をして高年齢被保険者となる者及び日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して 以上雇用されることが見込まれない者(前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働者であって雇用保険法第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)
- ③ に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が 以上30時間未満である者
- ④ 学校教育法第1条等の学校の学生又は生徒であって、一定の者
- ⑤ 船員法第1条に規定する船員であって、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)
- ⑥ その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

選択肢

- | | | | |
|--------------|---------------|----------|--------|
| ① 1年 | ② 1年6か月 | ③ 2か月 | ④ 2年 |
| ⑤ 3か月 | ⑥ 3年 | ⑦ 6か月 | ⑧ 15時間 |
| ⑨ 20時間 | ⑩ 30時間 | ⑪ 31日 | ⑫ 40時間 |
| ⑬ 季節的 | ⑭ 国 | ⑮ 国、都道府県 | |
| ⑯ 国、都道府県、市町村 | ⑰ 所在地の一定しない事業 | | |
| ⑱ 地方公共団体 | ⑲ 有期事業 | ⑳ 臨時的事業 | |

解 答

- A ⑨ 20時間 (法6条、38条)
- B ⑪ 31日 (法6条)
- C ⑬ 季節的 (法6条)
- D ① 1年 (法6条)
- E ⑯ 国、都道府県、市町村 (法6条)

完成文

次の①～⑥に掲げる者については、雇用保険法は適用しない。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者(高年齢被保険者の特例の申出をして高年齢被保険者となる者及び日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者(前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働者であって雇用保険法第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)
- ③ 季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 学校教育法第1条等の学校の学生又は生徒であって、一定の者
- ⑤ 船員法第1条に規定する船員であって、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)
- ⑥ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの